

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱

1 目的

農業・農山村は、農産物の生産供給のほか洪水防止や大気浄化、やすらぎや伝統文化の継承等多面的機能を有し、県民生活を支え、なくてはならない産業・地域となっている。

このような背景を踏まえ、県は、農業・農山村のもつ豊かな地域資源を活用し、活力ある美しい農山村を創造するため、付加価値の高い農業への取組や地域住民との共同活動、都市住民が農山村を訪れる環境づくり等を効果的に支援する必要がある。

このため、多彩な農業生産や農山村の環境保全、都市と農山村の交流等の推進に関する計画の策定や事業の実施、評価等を検討する第三者機関として「魅力ある農業・農山村づくり検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討委員会は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金に係る特認基準の策定及び実施状況の点検、事業効果の評価等
- (2) 強い農業づくり総合支援交付金に係る事業の実施状況の点検、評価等
- (3) 多面的機能支払交付金に係る実施状況の点検、評価等
- (4) 都市と農山村の共生・対流を基盤とした農林業の振興及び地域の活性化、魅力ある地域づくりの取り組みへの提言等
- (5) 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の点検、評価等
- (6) その他目的達成に必要な事項

3 組織

- (1) 検討委員会は、7名以内で構成し、次の区分により埼玉県知事が就任依頼する。

- ア 学識経験のある者
- イ 消費者
- ウ 企業関係者
- エ 公募に応じた者

- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 会長

- (1) 検討委員会に会長をおく。
- (2) 会長は、委員の互選によって決める。
- (3) 委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(4) 会長に事故があった時は、あらかじめその指定した委員が職務を代理する。

5 会 議

- (1) 検討委員会は、農林部長が必要に応じ招集する。
- (2) 農林部長は、会長の了解を得て、適当と認められる者に対して、検討委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。
- (3) 検討委員会は、公開とする。

6 事 務

検討委員会の事務は、農林部農業ビジネス支援課において行う。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。